

第13回西和賀町議会定例会

令和3年6月11日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成
立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として
委任した旨の通知があった者の職氏名について
は、着席のとおりでありますので、呼称は省略
しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めま
す。

日程第1、報告第1号 令和2年度西和賀町
一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題
とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお
願いいたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和
2年度西和賀町一般会計予算継続費繰越計算書
について報告いたします。

令和2年6月10日に議決をいただきました令
和2年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）
において、継続費の設定をした学校給食調理場
整備事業の令和2年度年割額1億9,994万
4,000円のうち、当該年度支出済額の確定によ
り、その支出額を差し引いた1億6,732万
5,000円を令和3年度に遅次繰越しを行いました
ので、地方自治法施行令第145条第1項の規
定により報告するものであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わりま
す。

本案は報告事項であり、承認を求める事案で
はありません。

以上で報告第1号 令和2年度西和賀町一般
会計予算継続費繰越計算書についての報告を終
了しました。

続いて、日程第2、報告第2号 令和2年度
西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号
令和2年度西和賀町一般会計予算繰越明許費
繰越計算書について報告いたします。

令和3年3月5日に議決をいただきました令
和2年度西和賀町一般会計補正予算（第11号）
に係る繰越明許費について、出納閉鎖により繰
越額が確定し、令和3年度に繰越しを行いま
したので、地方自治法施行令第146条第2項の規
定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計は、
議決をいただいた26事業、17億9,358万9,000円
から、令和2年度で支出済みとなった9億
9,602万8,000円を差し引いた7億9,756万
1,000円を令和3年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計
算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和2年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第3、報告第3号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第3号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち年度内に工事を完了することができず支払い業務が生じなかったものについて、翌年度へ繰り越す額が確定したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算繰越計算書を御覧ください。資本的支出、1款1項簡易陰圧PCR検査室整備事業において、事業実施に必要な期間が確保できないため、年度内での完成は不可能と判断し、完成期限を延長したことから、令和3年度に繰り越すこととしたものです。翌年度繰越額は、予算計上額と同額の1,779万2,000円となります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

質疑ありませんか。

淀川豊君。

10番 事業実施に必要な期間が確保できなかつたということの理由で繰越しをされるようですが、コロナ禍の中、今回の事業はPCR検査の

検査室の整備事業ということありますので、特別にお聞きしたいと思いますが、繰越しをして、今後どういうような状況なのか。もう事業実施をされてできているということなのか、今後の見通しも含めて、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 では、私のほうから答弁させていただきます。

PCR検査については、現在発熱外来ということで、場所をドライブスルー方式として実施しております。今回繰越しをさせていただきますPCR検査室については、院内にそういう発熱等の患者さんを入れないように、そこで検査をして、発熱等検査、陰性となれば診察をその場でできるというような部屋になります。現在そのとおり検査は発熱外来でやっておりますが、新たに特別にそのような検査室を設けるというようなものです。

現在の進捗の状況については、現在集団コロナ接種をやっておる状態で、なかなかそちらのほうに取り組めていないというのが現状で、今後は検査室のレイアウト等を院内で検討して、早急に事業を進めるというような予定になっております。

以上になります。

議長 淀川豊君。

10番 コロナ禍で非常に必要とされる設備ということではないかなというふうに思いますが、今事務長からの答弁では、今後レイアウト等も含めて検討していくということですが、まだ今の時点でレイアウトすら決定をされていないということなのか、これは入札なのかどうか分かりませんが、ただそういう事業の発注ができるないということなのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 現在の状況になりますが、まず検査室の内部、あと当初の予定では、電気と水、全

てその中でカバーして、災害時にも対応できるような施設ということで予定をしておりました。現在いろいろなところから情報は集めておりまして、何せやっぱり当町は雪もありますので、平家というか、あまり高くないような施設になりますので、そういうところもちょっと検討を今しているところです。どのような対応が一番効率よく検査できて、あとは町民の皆さん、院内の職員に影響が出ないような内部構造にするかというのも、実際のところ、今のところまだ詰めることができていないような状況になります。

以上になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第3号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第4、報告第4号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第4号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち年度内に工事を完了することができず支払い義務が生じなかったものについて、翌年度へ繰り越す額が確定したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和2年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。資本的支出、1款1項細内川橋橋梁改修に伴う添架管布設替工事事業において、橋梁改修工事に併せて添架管を布設替えするものですが、橋梁改修工事の工事延長に

伴い、事業実施に必要な期間が確保できないため、年度内での完成は不可能と判断し、完成期限を延長したことから、令和3年度に繰り越すこととしたものです。翌年度繰越額は、予算計上額の2,585万円から、令和2年度で支払い義務の発生した1,034万円を差し引いた1,551万円となります。

また、上下水道料金調定システムキャッシュレス決済及びコンビニ収納対応に係る改修委託事業において、委託業者との連絡調整等に日数を要したことにより、事業実施に必要な期間が確保できないため、年度内での完了は不可能と判断し、完了期限を延長したことから、令和3年度に繰り越すこととしたものです。翌年度繰越額は、予算計上額と同額の335万8,000円となります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。

早川久衛君。

9番 最近にない繰越明許が非常に多い状況なのだけれども、これは、繰越明許とはのっぴきならない事情でなければそんなに私は、せっかく予算を計上しているわけだから、事務量が非常に多くてこうなっているのか、それとものっぴきならない事情が今までの明許でみんな、今の道路みたいに何ともならないような、雪なりなんなりの関係だったら話は分かるけれども、前のほうなんかは、何か本当にのっぴきならない事情とは言えないような非常に多くの繰越明許をしているわけなのだけれども、事務量が多く、無駄な事務量が発生しているのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

議長 早川さん、今の町長から報告のあった部分の関係ですか。それとも全体ですか。

9番 全体的に。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうから全体を通じての繰越しの考え方についてお答えしたいと思います。

今年度一般会計において、26事業だったと思いますが、繰越しをさせてもらってございます。今年度多かった理由でございますけれども、昨年度から実施しておりますコロナの交付金、臨時交付金の事業、こちらが非常に多く繰越しの中に含まれてございます。いつもですと、これ以上、こんなに多くはないわけですけれども、早期に予算化をし、その交付金を活用した中で地域住民の方々へ、そして経済対策が取れるような形での仕組みということで、早めに予算化、そして即手がつけられるためということで、今回繰越予算という形で計上させてもらっているものでございます。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 予算を立てる段階で非常に綿密にいろんな計算をして立てるわけなのです。その中ののつべきならない西和賀の気候なりにならない場合にはやむを得ないけれども、ただみたいに、今回はコロナだからという事情のようですが、普通はこういうことはあり得ないわけですから、何とか一旦計上したときは、これは9月の決算にも影響するかもしれませんけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第4号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終了しました。

続いて、日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求ることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求ることについて（西

和賀町税条例等の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の改正につきましては、県から示された条例改正の例、いわゆる旧準則に基づき行うものであります。

なお、改正部分には下線を引いておりますが、字句等の訂正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正に關係なく、内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、改正内容の説明に入る前に、今回の主な改正概要について説明いたします。新型コロナウイルス感染症等により産業や企業をめぐる環境が激変している状況を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長、軽自動車税の種別割及び環境性能割の特例の適用期限の延長や税率区分等の見直し等を行うものでございます。

西和賀町税条例等の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。今回の改正は、第1条と第2条に分けて改正を行っております。まず、第1条関係から説明いたします。第27条は、個

人の町民税の非課税の範囲について規定したものであります。政令改正に合わせて改正するもので、均等割の税率の軽減における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものであります。

次に、4ページをお開きください。第78条の4は、軽自動車税の環境性能割の税率を規定したものでありますが、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、これまでの燃費基準年度を2020年度から2030年度基準の下で税率区分を見直すものであります。また、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものであります。

次に、附則の改正について説明いたします。8ページをお開きください。第12条は、固定資産税の宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例を規定したもので、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものであります。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

次に、12ページをお開きください。第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を規定したもので、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時の軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

また、第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定したもので、グリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する

ものであります。

次に、16ページをお開きください。第35条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を規定したもので、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長をするものであります。

続いて、17ページの第2条関係は、今回の税制改正により整合性を図るため、所要の整備を行うものであります。

次に、20ページをお開きください。附則第1条の施行期日は令和3年4月1日となっておりますが、第1条中西和賀町税条例第27条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに同条附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定については令和6年1月1日、同じく第1条中附則第6条中の改正規定については令和4年1月1日施行となっております。このほか第3条及び第4条に、それぞれ経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政不服審査法施行令の改正に伴い、審査請求人の押印が不要とされたことから、西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を御覧ください。改正の内容は、第4条、審査の申出において審査申出書への押印、第8条、口頭審理において口述書への押印の規定をそれぞれ削除するものであります。

次に、附則についてでありますが、施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めるこ

とについて（西和賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が令和3年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

承認第3号の条例の改正内容は、この後上程されます承認第4号から承認第6号の条例の改正の内容に共通している内容となります。1ページをお開きください。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、第3条の基本方針の第5項に虐待の防止体制の整備、第19条の運営規程の第6号に虐待の防止のための措置に関する事項、3ページ、第28条の2に虐待の防止として、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の措置を新たに定めています。

1ページに戻りまして、介護保険等関連のデータ収集システムの活用の観点から、第3条の基本方針の第6項に介護保険等関連情報の活用について新たに定めております。

2ページをお開きください。ハラスメント対策を強化する観点から、第20条の勤務体制の確保の第4項にハラスメントを防止するための方針の明確化など必要な措置を講じるよう新たに定めています。

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、第20条の2に業務継続計画の策定等として、業務継続計画の策定、周知、研修や訓練の実施を新たに定めています。

感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、第22条の2に感染症の予防及び蔓延の防止のための措置として、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施を新たに定めています。

また、感染症防止や多職種連携促進の観点から、ICTの活用として、第22条の2の第1号、第28条の2の第1号、4ページの32条第9号において、委員会等の開催に当たっては、テレビ電話装置その他情報通信機器の活用を新たに定めています。

3ページに戻りまして、利用者の利便性の向上や介護サービス事業所の業務負担軽減の観点から、運営規程等の掲示に係る見直しとして、第23条の掲示の第2項に、運営規程等の重要事項について、掲示に代えて、事業所に閲覧可能な書面を備え置くことで可能とすることを新たに定めています。

5ページをお開きください。利用者の利便性向上や介護サービス事業所の業務負担の軽減の観点から、利用者への説明や同意等に係る見直しとして、第35条2、電磁的記録等として、介護サービス事業者における諸記録の保存や交付等について電磁的な対応や、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものについて電磁的記録による対応を認めることを新たに定めています。

続いて、附則についてあります。附則第1条に施行日を令和3年4月1日とし、附則第2条の虐待の防止、附則第3条の業務継続計画の策定等、附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関し、施行の日の令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間について経過措置を設けています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案とのおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 この中で虐待の防止、非常に重要なことだと思いますが、現在もかなり取り組んでおられると思いますが、現在取り組んでいることと、この条例改正のさらなる向上していく部分とか、そういう違った面についてご説明お願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回の改正に基づきましては、これまで虐待の防止についてはそれぞれの事業所等で実際のところ行われていましたけれども、

これについて新たにきちっと明確化をして、さらに虐待防止について、事業所の中で改めてきちんととした確立をして進めていくということになつております。

議長 高橋和子君。

4番 この改正によって、よりこの部分は進めいかなければならぬことになったなという、そういう内容はあるのですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新たに定めていたというところにつきましては、虐待の防止の対策を検討するための委員会の開催、そして指針の整備、そして研修の実施、あとそれから虐待の防止のための担当者の措置を新たに定めております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第8、承認第4号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正が令和3年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

先ほどご承認いただきました承認第3号で説明をいたしました内容と共通している部分がありますので、初めにその部分について説明いたします。

なお、詳細については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

1ページをお開きください。第2条第5項及び4ページ、第29条の2の2には、利用者の人権の擁護、虐待防止等について新たに定めています。

1ページに戻りまして、第2条第6項には、介護保険等関連のデータ収集システムの活用について新たに定めています。

2ページをお開きください。第21条第4項には、ハラスメント対策の強化について新たに定めています。

第21条の2には、感染症や災害が発生した場合にあっても必要なサービスが継続的に提供できる体制について新たに定めています。

3ページを御覧ください。23条の2には、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底について新たに定めています。

また、第23条の2第1号、4ページ、第25条第3項及び第29条の2第1号には、感染症防止や多職種連携の促進としてICTの活用について新たに定めています。

3ページに戻りまして、第24条第2項には、運営規程等の掲示に係る見直しを新たに定めています。

5ページをお開きください。第33条には、利用者への説明や同意等に係る見直しを新たに定めています。

次に、承認第3号と共通していない改正内容について説明いたします。1ページにお戻りください。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、第6条の内容及び手続の説明及び同意の第2項に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合、各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明をし、理解を得ることを新たに定めています。

続いて、附則についてあります。附則第1条に施行日を令和3年4月1日とし、附則第2条の虐待の防止、附則第3条の業務継続計画の策定等、附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関し、施行日の令和3年4月1日から令和6年3月31までの3年間について経過措置を設けています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第9、承認第5号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が令和3年4月1日から施行されること

に伴い、西和賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願ひいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

先ほどご承認いただきました承認第3号で説明した内容と共通している部分がありますので、初めにその部分について説明いたします。

なお、詳細については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願ひいたします。

1ページをお開きください。第4条第3項、4ページ、第28条第10号、8ページ、第38条の2、13ページ、第58条第10号及び19ページ、第81条の第7号には、利用者の人権の擁護、虐待の防止等について新たに定めています。

1ページに戻りまして、第4条第4項には、介護保険等関連のデータ収集システムの活用について新たに定めています。

5ページをお開きください。第29条第4項、19ページ、第82条第4項には、ハラスメント対策の強化について新たに定めています。

5ページに戻りまして、第29条の2には、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制について新たに定めています。

7ページをお開きください。第32条第2項には、感染症防止及び蔓延等に関する取組の徹底について新たに定めています。

また、第32条の第2項第1号、8ページ、第38条

の2第1号、第40条第1項、12ページ、第50条、18ページ、第79条第3項第1号には、感染症防止や多職種連携の促進としてICTの活用について新たに定めています。

7ページに戻りまして、第33条第2項には、運営規程等の掲示に係る見直しを新たに定めています。

21ページをお開きください。第92条には、利用者への説明や同意等に係る見直しを新たに定めています。

4ページにお戻りください。次に、承認第3号と共通していない改正の内容について説明いたします。これから説明する改正内容は、この後上程されます承認第6号の条例の改正内容に共通している部分となります。

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、第11条の管理者の第1項になお書きとして、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設、事業所の職務と併せて共用型認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能とすることを新たに定めています。

5ページを御覧ください。認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、第29条の勤務体制の確保等の第3項、14ページ、第66条の準用、19ページ、第82条の勤務体制の確保等の第3項に、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護予防サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち医療、福祉関係の資格を有しない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を義務づけることを新たに定めています。

6ページにお戻りください。地域と連携した災害への対応の強化の観点から、第31条の非常災害対策の第2項に、非常災害対策が義務づけられている指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等の訓練の実施に当たっては地域住

民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬことを新たに定めています。

13ページをお開きください。過疎地域などにおけるサービス提供の確保の観点から、第59条の定員の遵守の第2項に、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員設備基準を満たすことを条件として登録定員及び利用定員を超えることを可能とし、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないことを新たに定めています。

21ページをお開きください。指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者では、外部評価と運営推進会議で第三者による評価が行われておりますが、業務効率化の観点から、第88条の指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針の第2項に外部評価と運営推進会議による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることに対することを新たに定めています。

このほか、基準の改正に伴う条文の整理を行ったもの、指定地域密着型介護予防サービスのうち町内で指定や該当していない認知症対応型共同生活介護のユニット数の配置基準などの改正がありますが、説明については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続いて、附則についてあります。附則第1条に施行日を令和3年4月1日とし、附則第2条の虐待の防止、附則第3条の業務継続計画の策定等、附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、附則第5条の認知症に係る基礎的な研修の受講に関し、施行の日の令和3年4月1日から令和6年3月31までの3年間について経過措置を設けています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 ご説明ありました21ページの第88条の2項の1です。外部の者による評価というのは、現在はここまでされていないのか、具体的にどういう段取りでなされるのか、その辺をご説明ください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 第88条の改正内容についてお答えいたします。

外部の者による外部評価というものをこれまで行っているところであります。また、そのほかに運営推進会議においても評価をしておりましたので、これのいずれかを受けて改善していくというふうな形になるというふうな改正内容になります。

議長 高橋和子君。

4番 外部の者というはどういう方々なのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 外部の者によるというところ、第三者委員会というものを立ち上げしておりまして、それぞれの事業所のほうで立ち上げて、その中の第三委員会の中で評価をしているというところになりますし、町のほうも入っているところになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第10、承認第6号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第6号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正が令和3年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願ひいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

先ほどご承認いただきました承認第3号及び承認第5号で説明をしました内容と共通している部分がありますので、初めにその部分について説明いたします。

なお、詳細については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願ひいたします。

ます。

1ページをお開きください。第5条第3項、7ページ、第42条の2、23ページ、第75条の第15、27ページ、102条第10号及び34ページ、第124条第7号には、利用者の人権の擁護、虐待防止等について新たに定めています。

1ページに戻りまして、第5条第4項には、介護保険等関連のデータ収集システムの活用について新たに定めています。

4ページをお開きください。第34条の2には、感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制について新たに定めています。

6ページをお開きください。第36条第2項には、運営規程等の掲示に係る見直しを新たに定めています。

7ページを御覧ください。第42条の2第1号、26ページ、第89条及び33ページ、第119条第7項第1号には、感染症防止や多職種連携の促進としてICTの活用について新たに定めています。

13ページに戻りまして、第61条の13第3項には認知症介護基礎研修の義務づけを、同条第4項にはハラスマント対策の強化を、34ページ、第125条第3項及び同条第4項にも新たに定めています。

14ページに戻りまして、第61条の15第2項には、地域と連携した災害への対応の強化について新たに定めています。

第61条の16第2項には、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底について新たに定めています。

22ページをお開きください。第68条第1項には、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準の緩和を新たに定めています。

23ページを御覧ください。第82条、28ページ、第110条及び35ページ、第130条の準用には、虐待の防止、業務継続、感染症対策の強化などについて新たに定めています。

27ページに戻りまして、第103条第2項には、過疎地域などにおけるサービス提供の確保を新たに定めています。

33ページをお開きください。119条第8項には、指定認知症対応型共同生活介護事業者への外部評価に係る運営推進会議の活用を新たに定めています。

52ページをお開きください。第205条には、利用者への説明や同意等に係る見直しを新たに定めています。

このほか、基準の改正に伴う条文の整理を行ったもの、指定地域密着型介護サービスのうち町内で指定や該当していない夜間対応型訪問介護などの改正がありますが、説明については割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続いて、附則についてであります。附則第1条に施行日を令和3年4月1日とし、附則第2条の虐待の防止、附則第3条の業務継続計画の策定等、附則第4条の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、附則第5条の認知症に係る基礎的な研修の受講に関し、施行の日の令和3年4月1日から令和3年3月31日までの3年間について経過措置を設けています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第11、承認第7号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第7号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、他の町内公共温泉施設との使用料に関する均衡を図るため、西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例を御覧ください。別表の1、入浴室使用料の表に高齢者の欄を追加し、1回券、11回券及び1か月券のそれぞれの入浴室使用料を定め、備考に高齢者の定義を追加するものであります。

なお、入浴室使用料は、町内公共温泉施設と同額としております。

次に、附則についてでありますが、施行日を令和3年4月1日とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認く

ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町沢内バーデン条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第12、承認第8号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第8号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例）について提案理由を申し上げます。

今回廃止する条例は、東日本大震災復興特別区域法等の改正が令和3年4月1日から施行されることに伴い、西和賀町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から内容について説明いたします。

東日本大震災復興特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法施行令の改正がそれぞれ令和3年4月1日から施行されることに伴い、本町は復興特別区域の対象区域外となりました。また、令和3年4月1日以降に対象区域外となる市町村が策定した復興推進計画であっても、令和3年3月31日以前に認定を受けた復興推進計画についてはなお有効とするものとする等の経過措置規定が設けられておりますが、令和3年3月31日までに指定事業者の認定を受けた事業者がなかったことから、本条例を廃止しようとするものです。

次に、附則についてでありますが、施行日を令和3年4月1日とするものです。

以上で説明を終りますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めるについて（西和賀町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第13、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第12号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第9号 専決処分事項の承認を求めることがありますについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第12号）について）、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定、基金充当事業に係る決算見込みの変更など、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ692万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,493万9,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については、6ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、4款衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業を追加し、7款商工費、「にしづかの宿に泊まろう」宿泊割引事業を変更するものです。

第3条、地方債の補正については、7ページ、第3表、地方債補正のとおり、若者単身者用住宅建設事業ほか5事業について、事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。14ページをお開きください。2款1項5目財産管理費371万1,000円の減額は、それぞれ基金積立額の確定によるもので、がんばる西和賀応援基金積立金は827万1,000円の減額、町有林造成基金積立金は302万円の増額、森林整備促進基金積立金は154万円の増額であります。

3款1項1目社会福祉総務費400万円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計への繰出金の額の確定に伴うものです。

4款1項1目保健衛生総務費から16ページの10款3項1目学校管理費までは、国からの交付金、地方債及び各種基金等の財源調整に伴うものです。

10款5項1目保健体育総務費71万2,000円の増額は、JOCジュニアオリンピックスキーアルペン大会派遣補助金として24万4,000円、全日本中学生選抜スキーノルディック大会派遣補助金として15万円、全日本中学生女子ソフトボール大会岩手県選抜派遣補助金として31万8,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、11ページからの歳入について説明いたします。2款地方譲与税から13ページの16款国庫支出金までの増減につきましては、譲与税、交付金及び国庫支出金の額の確定に伴うものです。

17款2項県補助金2,000万円の増額は、今シーズンの豪雪に伴い、臨時道路除雪事業費として臨時に補助金が交付となったものです。

19款1項寄附金618万5,000円の減額は、寄附額の確定に伴うものです。

20款1項基金繰入金は、歳出における充当事業の事業費確定等に伴い、基金繰入額で調整を

したものです。

23款町債は、第3表、地方債補正に合わせ、若者単身者用住宅建設事業ほか5事業の財源調整を行ったものです。

次に、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正です。2事業を令和3年度に繰り越すものです。初めに、追加ですが、4款1項保健衛生費、新型コロナワイルスワクチン接種事業は、システム開発等に不測の日数を要し、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、変更ですが、7款1項商工費、「にしづかの宿に泊まろう」宿泊割引事業は、予約キャンセル等により年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正です。地方債の補正は、若者単身者用住宅建設事業ほか5事業について、事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 16ページの最後の保健体育費ということで、3つの大会に補助をしていただいておりますけれども、おおよそで結構なですけれども、参加人数と大会の結果などをお知らせいただきたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

今回の大会の補助金については、3件の補助になっております。1つがジュニアオリンピックカップのジュニアアルペンの大会に参加者が1名、沢内小学校の児童1名が参加しております。2つ目が中学生のノルディックスキー大会のほうになります。こちらは沢内中学校の生徒1名が参加しております。もう一つが全日本中

学生女子ソフトボール大会ということで、岩手県選抜チームということで西和賀から沢内中学校の生徒3名が選ばれて参加しております。

大会の結果についてですけれども、ソフトボール大会については1回戦で敗退ということになっております。

アルペン大会の結果とノルディックスキー大会の結果について、資料を忘れてきましたので、後でお知らせしたいと思います。すみません。

議長 高橋輝彦君。

6番 このように西和賀を代表して活躍していただいているようでございますけれども、町としてこういうふうな補助とか支援というのは、広くカットの方向にあるのかなとは思うのですけれども、子供さん方のそういう育成のためにも、それから町のPRにも大きく貢献していることだと思いますので、今後も手厚く補助していかなければならないのではないのかなと思っていますけれども、今後のそういう方針について伺いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 大会の補助金の方向性ですけれども、まずスポーツの振興という部分もありますし、青少年の健全育成、こういう形で将来上部大会に行けるという部分の目標にもつながると思いますので、できるだけ活動費の支援をしていきたいというふうには考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第9号 専決処分事項の承認を求めるについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第12号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第14、承認第10号 専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第10号 専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について）、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定及び国民健康保険高額療養資金貸付基金の額の改正に伴う繰入れにより、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、事務費繰入金及び高額療養資金貸付基金繰入金の確定に伴い、財源調整を図るものであります。

2款1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費は、県の保険給付費等交付金の確定に伴い、財源調整を図るものであります。

続いて、歳入について説明いたします。6ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金については、普通交付金の確定により

8,153万1,000円を増額することに伴い、5款2項1目1節国民健康保険事業財政調整基金繰入金を8,153万1,000円減額し、財源調整を図るものであります。

5款2項1目2節高額療養資金貸付金については、基金の額の改正により、基金繰入額300万円を増額することに伴い、5款1項1目一般会計繰入金を300万円減額し、財源調整を図るものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第10号 専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第15、承認第11号 専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第11号

専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第4号）について）、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における介護保険高額介護サービス資金貸付基金の額の改正に伴う繰入れにより、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、事務費繰入金及び高額介護サービス資金貸付基金繰入金の確定に伴い、財源調整を図るものであります。

続いて、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。7款2項1目2節高額介護サービス資金貸付基金については、基金の額の改正により、基金繰入額100万円を増額することに伴い、7款1項1目一般会計繰入金100万円を減額し、財源調整を図るものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第11号 専決処分事項の承認を求ることについて（令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第4号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第16、議案第1号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、公職選挙法の改正により選挙公営制度が町村議会議員選挙及び町村長選挙に拡大されたことに伴い、西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用を選挙公営の対象とするため、条例を制定しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の内容について説明いたします。

初めに、公職選挙法の改正の内容について説明いたします。改正内容は3項目となります。1つ目としては、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営制度の拡大ということで、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び

選挙運動用ポスターの作成を選挙公営の対象とするものです。

2つ目としては、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1,600枚とするものです。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は、市議会議員選挙と同様とするものです。

3つ目としては、町村議会議員選挙における供託金制度を導入するもので、供託金の額を15万円とするものです。また、供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とするものです。

続いて、条例の内容について説明いたします。第1条の趣旨では、公職選挙法の規定に基づき、西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続、契約の指定を規定しております。

第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続を規定しております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続を規定しております。

第12条では、条例の施行に関し必要な事項は西和賀町選挙管理委員会が定める旨を規定しております。

なお、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、第2条ただし書に、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により、西和賀町に帰属することとなる場合に限ると規定されておりますので、候補者の得票数が供託物没収点に達しない場合は公費負担の対象外となるものです。

次に、附則についてありますが、この条例は公布の日から施行し、施行の日以後に選挙の期日を告示される選挙から適用しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町議会議員及び西和賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第2号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、番号利用法の改正により情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁

に変更となったことから、総務大臣を内閣総理大臣に改め、また番号利用法第19条第4号及び第26条の追加に伴い、番号利用法の引用規定部分を改正しようとするものです。

次に、附則についてでありますと、令和3年9月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第18、議案第3号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、番号利用法第19条第4号及び同条第8条の追加に伴い、番号利用法の引用規定部分を改正しようとするものです。

次に、附則についてでありますと、令和3年9月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第19、議案第4号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、番号利用法の改正によりマイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となることが明確化され、機構がカード発行手数料を徴収することができ、その徴収事務を市町村長へ委託することができるようになったことに伴い、町では従来どおりマイナンバーカードの再交付手数料を徴収するものの、機構からの受託による徴収への位置づけが変わることから、別表第1中の手数料を徴収する事務のうち、個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付の規定を削除しようとするものです。

次に、附則についてありますが、令和3年9月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 今のご説明ではちょっと理由が分からぬのですが、削除の理由を分かりやすくご説明ください。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、町民課のほうから回答したいと思います。

これまでのマイナンバーカードの発行主体は各自治体です。自治体が地方公共団体情報システム機構へ委託して作成してもらっていたものです。今回の改正は、発行主体が自治体から機構に変更され、機構がさらにカード発行手数料を徴収することができ、その徴収事務を市町村長に逆に委託することとなったということです。もともと機構が作成したので、実際の運用方法は変わらないのですけれども、手数料が発生す

るのは、今回は再発行についてのみであり、初めて申請するカード発行については、従来どおり無料となるものです。

これまで窓口において徴収していた根拠が条例ではなくて政令になるということですので、町の手数料条例のマイナンバーカード再発行に関する部分を削除しようとする改正になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

議案審議に入る前に、午前中の高橋輝彦議員の質問に対する保留事項について、生涯学習課長からの答弁を許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長 午前のほうに承認第9号で高橋輝彦議員さんから、大会派遣補助金の交付を行った団体の大会結果についてお答えします。

全日本ジュニアスキー選手権大会アルペンのほうですけれども、こちらは沢内小学校の男子児童が1名参加しております。K1男子の部ということで、小学校5・6年生の部になりますが、大回転で12位。その大回転で16位以内に入

った選手で行うパラレルという部分で、2人ずつトーナメント方式で対戦するものなのですが、パラレルの部で6位という成績になっております。

全日本中学生選抜スキー大会のノルディック大会のほうですけれども、こちらは沢内中学校の女子生徒1名が参加しております。クラシカル5キロの部で5位、フリーの部で7位という成績になっております。

全日本対抗の女子中学生ソフトボール大会については、1回戦に福岡県選抜チームと対戦しまして、0対5ということで、1回戦で敗退ということですが、参加したというものになります。

以上です。

議長 輝彦議員はよろしいですか。

6番 はい。

議長 次に、健康福祉課長より高橋和子議員の質問に対する答弁の一部訂正を求められておりますので、これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長 承認第5号 専決処分事項の承認を求めるについての西和賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例での和子議員さんからの第88条の外部の者による評価についてのご質問に答弁した内容の一部を訂正させていただきます。

外部の者による評価については、第三者評価委員会による外部評価であり、構成員には健康福祉課も出席と答弁したところですが、第三者評価委員会を立ち上げているのは高齢者福祉サービスの特別養護老人ホームや通所介護の施設などとなっておりまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の外部の者による評価につきましては、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会のほうに委託をして、年1回外

部のほうから評価をいただいているということになります。

議長 高橋和子議員はよろしいですか。

4番 はい。

議長 以上で保留になっていました答弁を終了します。

続いて、日程第20、議案第5号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから、事務事業の執行に向けた準備をしたところ、調整が必要なもの及び新型コロナウイルス感染症対策関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,861万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,361万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、6事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、非常勤職員公務災害補償負担金1,070万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,581万円、新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等応援券発行事業委託料1,468万8,000円、プレミアム商品券発行事業費補助金2,620万円、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金1,900万円、道路除雪車両管理費2,100万円、橋梁改修事業3,200万円、沢内農業者トレーニングセンター維持管理費

2,914万1,000円、学校給食調理場整備事業
3,842万9,000円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願ひいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、歳出から説明いたします。

11ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、総務事務費、18節負担金補助及び交付金1,070万円の増額は、平成26年発生の非常勤職員の公務災害について、療養が終了となりかつ症状が最終の状態に達したことにより、障害者補償年金等の支給に要する負担金を補正するものです。

5目財産管理費、財産管理事務費、12節委託料、公共施設等総合管理計画改訂業務委託料220万円の増額は、町の人口や財政の状況、将来の見通しを踏まえ、管理計画を見直すものです。湯田庁舎等管理費、10節需用費、修繕料120万2,000円の増額は、雪害により破損した湯田庁舎屋上スピーカー修繕、旧左草小学校教員住宅のシャッター及び光ケーブル引込み、張り替え等の修繕です。雪害による修繕については、現在保険への手続を進めております。14節工事請負費264万4,000円の増額は、旧越中畠保育所解体工事をするものです。

12ページをお開きください。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費1,145万7,000円の増額は、川尻駅前通りの幹線の修繕として583万円、電柱支障移転工事として562万7,000円をそれぞれ増額するものです。地方交通路線対策事業、12節委託料、13節使用料及び賃借料の合計481万8,000円の増額は、現在運行している町民バスにバスロケーションシステムを導入し、バスが今どこにいるのか、また到着の見込み時間など運行状況をリアルタイムに携帯電話やスマートフォンなどで確認できるようにするものです。

13ページを御覧ください。西和賀町拡大コミ

ュニティ及びふるさと交流事業、1節報酬、4節共済費の合計218万8,000円の増額は、令和4年度からの集落支援センター稼働に向け、集落支援員の配置に係る費用を2か月分増額するものです。

8目自治振興費、コミュニティ助成事業220万円の増額は、コミュニティ助成事業に申請していた川尻一区協議会が今年度事業採択となったことから、同協議会へ助成するものです。

14ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、社会福祉総務事務費、19節扶助費、災害弔慰金250万円の増額は、令和2年度の豪雪災害を原因とする除雪作業で亡くなられた方の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものです。

15ページを御覧ください。2項1目児童福祉総務費、保育委託事業、12節委託料712万7,000円は、湯本保育園の利用定員を45人から30人に変更することに伴う保育所措置委託料576万6,000円の増額及び広域入所を利用している児童2名分の措置委託料136万1,000円を増額するものです。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業375万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯の低所得子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するものです。

16ページをお開きください。4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,581万円の増額は、現在行われているワクチン接種事業を継続的に実施するに当たり、今後不足が見込まれる経費について補正するものです。

17ページを御覧ください。3目環境衛生費、環境衛生事業、210万1,000円の増額は、にしづが斎苑2階半屋上に設置している非常用発電機の劣化を防ぐための開口部目隠し工事及び屋上の後部笠木に融雪ヒーターを設置し、雪庇の落下による被害を未然に防止しようとするものです。

6款1項3目農業振興費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業554万4,000円の増額は、令和2年度の大雪により被害を受けた農家2戸に対し、国庫事業を活用し、復旧支援を行うものです。

18ページをお開きください。農地・農業用施設維持管理費526万4,000円の増額は、春先の強風や融雪による河川の水量増加に伴い崩壊した泉沢、太田、清水ヶ野地区の水路等について修繕をするものです。

7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業の3事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内経済の活性化及び感染症対策を実施しようとするものです。初めに、12節委託料1,468万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応宿泊飲食店等応援券発行業務委託料であります。感染症拡大により経営に影響が生じている宿泊業、飲食店、タクシー業の利用促進を図るため、応援券発行に係る事務を委託しようとするものです。

次に、18節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券発行事業費補助金2,620万円の増額は、感染拡大による消費活動の落ち込みの改善を図るため、町内商店等で利用できるプレミアム商品券を発行、販売する事業に対し補助するものです。

最後に、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金1,900万円の増額は、民間事業者が業種別ガイドラインに基づき、アクリル板やパーテーションの設置、換気及び空気清浄設備導入など、新型コロナウイルス感染症予防対策に必要な経費に対し補助するものです。

19ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、町道舗装補修事業511万9,000円は、町道の舗装補修に要する経費を増額するものです。町道側溝改修事業、14節工事請負費210万7,000円の増額は、町道左草7号線の側溝が老朽化及び除排雪の影響により破損しているため、改修工事を行うものです。道路付属物修繕事業

251万9,000円の増額は、町道大石笹原線のり面が一部崩壊していることから、補修工事を行うものです。町道舗装改良事業1,300万円の減額は、国費等を活用して行う町道舗装改良事業について、内示額に合わせて事業費を調整するものです。

3目道路除雪費、道路除雪車両管理費2,100万円の増額は、除雪車両の車検整備に係る費用を増額するものです。

20ページをお開きください。除雪車格納庫維持管理費、14節工事請負費210万6,000円の増額は、雪害により湯田除雪車格納庫オーバースライダーが破損したことから、修繕するものです。町道鍵沢線防雪柵設置事業1,266万円の減額は、国費等を活用して行う町道鍵沢線防雪柵設置工事について、内示額に合わせて事業費を調整するものです。

5目橋りょう費、橋梁改修事業3,200万円の増額についても、国の内示額に対応し、事業費を調整するものです。

23ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、成人式記念式典開催事業109万4,000円の増額は、成人式開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、参加者に対しPCR検査キットによる検査を行う費用を増額するものです。

2目公民館費、分館維持管理費154万2,000円の増額は、雪害により湯之沢公民館、川尻一区公民館、上野々公民館の屋根が破損したことから、修繕するものです。

3目図書館費、図書館事務費158万1,000円の増額は、太田図書室が沢内農業者トレーニングセンターへ移転することに伴い、設置に必要な管理人の人件費及び備品購入費を補正するものです。

24ページをお開きください。5項2目体育施設費、湯川体育館維持管理費、14節工事請負費275万円の増額は、雪害により破損した屋根の修繕工事を行うものです。湯田農業者トレーニ

ングセンター維持管理費、14節工事請負費718万9,000円の増額は、屋根の経年劣化によりフロア内に雨漏りしていることから、屋根防水改修工事を行うものです。沢内農業者トレーニングセンター維持管理費、14節工事請負費2,914万1,000円の増額は、雪害により屋根の防水シートが剥がれ、アリーナ内に雨漏りしていることから、屋根防水改修工事を行うものです。あわせて、屋根の塗装工事を行うものであります。

25ページを御覧ください。3目学校給食費、学校給食調理場整備事業3,842万9,000円の増額は、総合給食センターの運営に必要な消耗品及び給食運搬車、厨房備品等の購入のほか、湯田小学校並びに湯田中学校の給食搬入口整備工事等に係る費用を補正するものです。

次に、歳入になります。9ページをお開きください。16款1項2目衛生費国庫負担金528万5,000円の減額は、2項3目衛生費国庫補助金2,109万5,000円の増額との調整であり、新型コロナウィルスワクチン接種事業の財源として見込むものです。

2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金5,645万5,000円の増額は、商工振興費臨時事業及び成人式記念式典開催事業の財源として見込むものです。

2目民生費国庫補助金663万2,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として375万円、保育園の運営費として子どものための教育・保育給付交付金288万2,000円をそれぞれ見込むものです。

4目土木費国庫補助金580万7,000円の減額は、町道舗装改良事業費ほか4事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正になります。

17款1項1目民生費県負担金187万5,000円は、災害弔慰金の県負担分を見込むものです。

2項1目総務費県補助金、地域交通データ化推進事業費227万5,000円の増額は、町民バスロ

ケーションシステム導入の財源として見込むものです。

10ページをお開きください。2目民生費県補助金144万1,000円は、保育園の運営費として、子どものための教育・保育給付交付金を見込むものです。

4目農林水産業費県補助金393万1,000円の増額は、それぞれ県補助金の内示に伴う補正になります。

20款1項1目基金繰入金、教育施設整備基金1,300万円は、学校給食調理場整備事業の財源として見込むものです。

21款1項1目繰越金1億4,319万円の増額は、6月補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

22款4項1目雑入2,274万8,000円の増額は、建物災害共済金として2,008万4,000円、光ケーブル移転補償費として46万4,000円、自治総合センターコミュニティ事業助成金として220万円をそれぞれ見込むものです。

23款1項4目土木債1,210万円の増額は、国の交付金内示に合わせ調整するものです。

6目教育債2,470万円の増額は、学校給食調理場整備事業の財源として地方債を見込むものです。

それでは、ページを戻っていただいて、5ページをお開きください。第2表、地方債補正になります。6事業の限度額をそれぞれ変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からの質問は1点であります。18ページの商工振興臨時事業の新型コロナウィルス感染症予防対策事業費補助金ということでありま

ですが、今の説明をお聞きすると、各種業界のガイドラインに沿った予防策に対する補助だということであります。これはその補助については上限があるのか、補助金を交付するに当たっての詳細等をお聞かせいただければと思います。

議長　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、商工費について私のほうからお答えします。

ただいまのご質問は、新型コロナウイルス感染症予防対策事業について、その詳細、内容についてということでございます。昨年度から新型コロナウイルス感染症の予防対策については、当課においても進めてきておりました。昨年は、急に始まった感染症の事業でございましたので、新ビジネスチャレンジ事業といったものをさまざま変えながら対応してきたところでございます。それにつきましては、令和2年度について2,000万のうち1,700万程度、その後3月補正において4,546万1,000円ですか、増額をさせていただいて、現在それは進めておるところでございます。

この新たな事業につきましては、今までの申請要望などを見ながら、どういった事業が必要なのかというものを判断しながら、さらに業界団体それぞれのガイドラインが設けられておりまして、そういうものを対応できるような形で要綱、制度を設定しようとしております。

内容につきましては、3つ設けておりまして、まず備品もしくは消耗品等の購入といったことで、具体的にはアクリル板であるとか、パーテイションであるとか、非接触型の体温計等々、そういうたあまり価格の高くないようなものについては、20万円を上限として10分の10の補助で対応しようというふうに考えております。これは、昨年岩手県でも10万円を上限としてやった事業でありますが、今年度はないようですので、町のほうが独自に進められればというふうに思っています。

なお、消耗品につきましても購入が可能で、

マスク等々、そういうものについてはうち3万円を上限として考えております。

それから、3つのうち2つ目が換気及び空気清浄機等の導入事業といったことで、換気機能つき、もしくは空気清浄機つきのエアコン等の設置工事に伴うものであるとか空気清浄機。新たに二酸化炭素濃度測定器なども出てきておりますので、そういうものに対応しようとするものと、3つ目として給水設備の事業として、非接触型のものを導入できるようなもの、そういうものの導入については、現在のところの予定として、補助率4分の3で、上限150万でやりたいというような想定で現在考えております。これから補助要綱を制定して、実施に向かって動きたいというふうに考えているところで、去年とは若干のものが違うような状況になっていきます。

なお、町の補助金をぜひご利用いただきまして、岩手県においても地域企業経営支援金といったものがございまして、今度岩手県で新しく認証制度が始まりますので、この例えば20万円上限のものをしっかりと使っていただきて、さらなる対策を取っていただくと。そういう意味で、今度は認証制度に手を挙げていただきて、1店舗当たり最大30万、最大上限150万までいただけるような事業もありますし、さらには認証制度に手を挙げていただきて、認証が取れば、支援金として10万円もまた別に出ます。町の独自の事業を使っていただきて、足りない部分をしっかりと対応していただくと、そういうことを目指している事業でございますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

議長　淀川豊君。

10番　事業の内容は大体理解しましたが、感染予防については、昨年度からやっている新ビジネスの感染予防対策をしている事業所がそれ以外の感染予防をしたいということで、今回のこの事業補助金に申請等はできるのか、できないのか。新ビジネスの分で、感染予防で交付金、

助成をいただいている事業所がまた別の感染予防をするために、この事業に応募等はできるのか、できないのか。

議長　観光商工課長。

観光商工課長　既に申し込んだ方がこの事業に手を挙げられるかというようなお話だと思いますけれども、それは関係なく、当然去年はここまでやろうとしてやれましたけれども、例えば部屋数がいっぱいあるとか、こっちの飲食の、例えば宴会ブースも使いたいですとか、様々な状況があろうかと思いますので、それは例えば去年やったものを新しくまた変えるというのは審査の段階で引っかかるもの……審査といいますか、これは、去年は審査ですけれども、今回の事業は予算の範囲で手を挙げていただいて順次確定をしていくものとなりますので、ちょっと状況は違いますけれども、去年と同じもの、設置したものを改めて新しいものにというのは、その段階で引っかかるような形になります。ただ、出していただいた同じ事業者であっても、また再度やっていただくことは全然構いませんので、そういう予定しております。

議長　淀川豊君。

10番　最後になりますが、その応募というか、公募に際しての窓口は、観光商工課直接ということなのか、商工会ということなのか、その辺について。

議長　観光商工課長。

観光商工課長　今目指していますのは、町のほうで、当然ビジネスチャレンジと同じように町のほうで直接お受けしたいというふうに考えておりますし、現在7月1日を目指して動いている最中でございます。

議長　高橋宏君。

8番　私からは、2点質問したいと思います。

1つ目は、バスロケーションシステムについてなのですけれども、おでかけバス、何台か一度に走っていると思うのですけれども、それがリアルタイムで分かるようなものなのか、ある

程度どこかを通過したら、どこを通過しましたということなのかということと、今年は導入ということで県の補助もあるようですがそれとも、これから維持費というのは、この利用料だけで済むのか。これを導入することによって、どのような効果といいますか、利用増を望んでいるものかということ。

あとは、図書館事務費ということで、沢内のトレーニングセンターで管理人ということありますけれども、現在トレーニングセンターでも管理人がいると思うのですけれども、これとは全く別に図書館のための管理人ということでの費用なのか、図書館の開館時間と併せて教えていただければと思いますけれども。

議長　企画課長。

企画課長　では、私のほうからバスロケーションシステムについてお答えしたいと思います。

まず初めに、バスロケーションシステムですが、リアルタイムに分かるものということで考えております。スマートフォンや携帯電話で登録していただくと、ちょっと通信料はかかるのですが、それ以外は無料になりますので、見ていただくと、今現在自分が待っているバスがどの辺にいるのか。病院で待っていて、今さわうち病院の付近にいるのだよとか、ちょっと遅れていますよというようなことがリアルタイムで分かるようなシステムを今考えてございます。

この利用で、維持費の部分なのですけれども、月額使用料が850円かかりますので、この部分は毎年かかっていくものというふうに考えてございますし、あとは一応サイネージといいまして、表示板、このバスが何時頃到着しますよというようなことも今システムの中で考えてございます。そのサイネージの使用料として月額6,000円程度かかる予定でございます。サイネージにつきましては、病院とか、まだ検討段階なのですけれども、一番高齢者等が利用してハプ的機能を果たしているさわうち病院の付近につけたほうが最も効果的ではないかなというふ

うには考えてございます。

次に、利用の増という部分なのですけれども、利用の増につながればいいのですが、一番は高校生の方が、特に冬のときなんかですと、雪でちょっと遅れたりするとか、そういったときに外で待っていられる非常にかわいそうな状況もありますし、あとはJRがちょっと遅れるとか、風で遅れる、雪で遅れると、そういったタイミングでちょっとバスのスタートが遅れるという場合がありますので、そういったところでその利便性の向上という部分がやっぱり大きなところです。そういったところから、それが分かるのであれば乗りましょうというような形で乗る方も増えていただければ幸いに思っていますけれども、そういう形で進めたいというふうに考えています。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 高橋宏議員さんの質問にお答えします。

太田図書室の管理人の予算についてですけれども、トレーニングセンターの管理人とは別に図書室用の管理人を置くということになります。

図書室の管理については、10時から4時まで、月曜日休みで、土日も開放したいと考えております。トレーニングセンターの管理人については、平日は夕方の6時から夜の9時までになっており、土日にに関しては利用があった場合にのみ対応するというふうな形になっておりますので、重複しているという部分は少しありますけれども、別に置くということになります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 16ページでございます。新型コロナワクチンの接種事業です。このワクチンは本当に貴重なワクチンで、世界でも接種したくてもできないような国もあるようでございます。そんな中ではありますけれども、町では接種できている状態なのですけれども、急なキャンセルなんかで接種できなくなって、廃棄したとい

うものとかはなかったのかお聞きします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナワクチン接種のワクチンの状況、接種の状況についてお答えします。

集団接種の際には、まず前日までのキャンセルの状況の把握、そして当日も、当日の朝、それからお昼、お昼というか午前中の状況、それから2時頃の最終的な判断をして、最終的にワクチン1瓶当たり6人接種できますので、そちらについて薬剤師さんとワクチンの供給量について確認をし合いまして、今のところワクチンの廃棄というのではない状況になります。

議長 高橋輝彦君。

6番 大変よかったですというふうに思っております。ただ、今後やはり急なキャンセル等で余ってしまうというような場面というのは想定できるのかなと思っております。そんな場合の対処法とかは考えていらっしゃいますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 急なキャンセルにつきましては、今のところ集団接種の会場に町の職員が従事しておりますので、職員のまず感染予防というところで、接種しても可能ということで国の方からも示されていますので、職員のほうに接種をするような形で今のところ進めております。

議長 高橋輝彦君。

6番 職員の方が接種できればやっていくということでございます。しっかりそういうふうに決まっていれば大変いいことだなと思っております。

そのほかに、もし町民の中でぜひ打ちたいなんという希望の方がいらっしゃれば、そういうのも受け付けるのも、予約者として登録しておるもの一つの方法かなと思うのですけれども、そういうのはお考えではないですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今のところ65歳以上の希望者については、予約をしていただいて接種するという形で今体制を整えておりました。まず、64歳以

下については、隨時今後進めていくというところで、ほかの市町村でやっております急なキャンセルが出たときにこの方を打つということで、抽せんでとかというところについては、まだ現在こちらでは検討していない状況になります。

(検討はしないのかの声)

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今のところは検討しない方向で考えております。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますけれども、23ページの成人式記念式典というか、これは、昨年は成人式が行われなかつたわけでございますけれども、その辺はどうなさろうとしているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 成人式についてですけれども、昨年度の成人式については今年の夏に延期するということになっておりました。今年度、昨年度の成人者と今年度の成人者の成人式を行おうと思っております。ただ、年度を一緒にするという部分ではなくて、午前は昨年度の分とか、午後は今年度の分といったような形で、まだ具体的に詰めではおりませんけれども、一緒ではないのですが、同時に開催するということになっております。

議長 早川久衛君。

9番 4点お伺いします。

第1点目、11ページの非常勤職員の災害補償金1,070万ですか、この内容。

それから、先ほど8番議員さんも言っていたけれども、バスロケーションシステムは利用者の要望が若干でもあったのかというのが2点目です。

それから、3点目は23ページ、分館、3館の公民館に災害の工事をするということだったのですけれども、今年は特に雪が多くて、かなりの民間のうちも傷んだわけですけれども、管理

が悪くて傷んだのか、それとも管理をしてもこういうふうに傷んだのかというのを、そこを確認しているのかということです。

それから、湯川体育館、これも275万と出ていますけれども、これも本当に管理を十分にやつてもこういう状況になったのかということ、4点についてお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、非常勤職員公務災害補償負担金1,070万の内訳ということについてですが、これについては先ほど説明あったとおり、非常勤職員の公務災害について、療養が終了となり、症状が固定となったことに伴い、障害補償年金等の支給に要する負担金を増額するものであります。

内訳としては、一時金として支給される障害特別支給金と障害特別援護金、この2件が一時金として支給されます。あと障害補償年金というふうな内訳となっております。町の負担は、支給額の2分の1ということになっております。

以上です。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうから、バスロケーションシステムの設置についての要望があったかどうかという部分についてお答えをしたいと思います。

町の企画課のほうで要望調査したというわけではございませんけれども、運行を企画課のほうでやっておるわけですが、毎月のように委託業者と打合せもさせてもらっています。その中で、運転手さんと、また高校生さんの中で、やっぱり来る時間とかが分かったほうがいいなどいうような要望がちらほら出ておりました。

また、冬の時期になるとやっぱり、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、吹雪だから遅れるという連絡が遅れると、子供たちも吹雪の中待っていなければならないというような、そういったことが去年何度かございました。そういうところを考えると、やはり町としても設置するのが有用だろうなということでの今回

の要求でございます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館の修繕についてですけれども、公民館の管理につきましては、基本地元の方にも積雪の状況を判断しながら対応していただいているところです。現地に行って確認をしておりますけれども、きちんと管理はされておりましたけれども、積雪の関係で急に大きな塊が窓に落ちてしまったりですとか、そういった部分で破損したというような形で見られたというものです。

湯川体育館など体育施設については、町の職員が随時巡回しながら管理をしているところですけれども、湯川体育館についてはちょっと高いところの部分でもありますので、自分たちで下ろすという部分はなかなかできないのですけれども、なるべく損害が起きないような形で、管理をチェックしながら、時には除雪業者に頼んで下ろしたりという、そういった対応などもしておりますけれども、今回については至らなかったというか、そこまで対応できなかつたという形になります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 私からは1件お伺いします。

土木関係についてですけれども、道路維持費のほかに修繕費が減額されているわけですが、除雪等も含めての破損した道路の修繕費用というのは、一般道路、町道ですけれども、その修繕については現地を指定しない費用というのは確保されておりますか。お伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 町道舗装改良事業の減額についてのお尋ねでよろしいでしょうか。

(何事かの声)

議長 北村さん、立って聞こえるようにしゃべってください。

2番 それで、私が聞きたいのは、修繕費でも、いわゆる一般的に現地を指定しないで、町道全

般的に破損したところの修繕費というのは確保されているかということです。

議長 建設課長。

建設課長 申し訳ございませんでした。除雪等で傷んだ道路の修繕費が十分確保されているかというお尋ねでございます。それは、町道舗装補修事業で、今回修繕料として500万円計上させていただいております。この予算が今議員お尋ねのような費用に充てる経費でございますが、十分かというと、まだこれでも足りない部分がございまして、全てまだこれで対応し切れない状況ではありますが、必要最低限の部分で、今回何とか予算は確保したつもりでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。実は私、道路維持について質問、あとはやはり実際に町で把握しているのかなということでご質問するわけですけれども、関連になりますので、ちょっとお願いしたいと思います。

実は私、貝沢に住んでいるわけですが、県道から大木原線、すごくつい最近全面舗装の改修をしていただいたというか、しておるわけですが、大体公民館までの間が私の近くなのですけれども、実はその地域の田んぼが、ほぼ私が耕作しているのですけれども、片側は、県道から入って左側というのは林道とか住宅がありまして、風の関係もありまして、ほぼ北側のほうに除雪になるのですけれども、その田んぼに除雪することは私も前々から理解しているからあれですけれども、ただ最近やはり除雪車も大きいし、今度購入するのも14トン車でしょうか。今回の場合はロータリ車ですが。

ただ、貝沢を今除雪しているのは、ほぼロータリ車ではなくて、押すというか、排土板で、それが主なのですけれども、実は2年から3年ぐらいしかたってない道路なのですけれども、いわゆる田んぼまでののり面とか排水溝、そこに真横に除雪車が押すものですから、斜めとか、ほぼ全面というかかなり破損しているのです。

それは道路の下土が悪いからではなくて、14トン車物のいわゆる除雪車が雪の上では、冬期のときは分からないのでしょうけれども、今行けば実際に、私も案内してもいいのですが、物すごくもったいないです。破損しているのです。やはりそこら辺り、除雪する方法とか、あるいは町として、そうした破損状況を確認して、維持に努めなければ、幾ら道路をよくしても自ら壊しているというのが、確かに過積載もないわけではないでしようけれども、やはり私はその辺ですね。

それで、ロータリ車の配置についても、やはり地域が広いから、例えば私ちょっと聞いたところによると、川舟とか長瀬野から1台ぐらいしか配置になっていないようですが、除雪車が、雪が少ないということでそういう配置も検討しているかも分かりませんけれども、ただあの状態で道路を破損したのでは、とてもではないけれども、もったいないというのが、いずれ本当にそういうのも含めて、町として、やはり今後十分に検討していく必要があるのではないかというので、ご意見というか、提案したところです。何かあつたら。

議長 建設課長。

建設課長 どうもご意見いただきありがとうございます。どうしても本町は豪雪地帯でございますので、特に今冬は雪も多くて、それだけ除雪車が出動する回数が多くございました。その関係で、やはり今年は、例年に比べますと道路が傷んでいるところが多く見受けられます。そういったところを春先からずっと当課の道路維持の職員が町内くまなく点検をして、補修が必要な箇所についてはその都度補修する。

大がかりな補修につきましては、今回予算をお願いしているような業者に委託して、補修等を隨時行っているつもりでございますが、どうしてもやむを得ずそういった目の行き届かない点もあったかとは思いますけれども、そういう点があれば、隨時お知らせいただければ対応

するようにしたいと思いますし、あと除雪車の配置といいますか、そういった点は、今後いろいろ課内でも状況を見定めながら工夫していきたいなと思っております。

どうもご意見いただきましてありがとうございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第21、議案第6号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,153万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明します。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、10節需用費、消耗品費については、施設巡回車の夏冬タイヤの購入費として8万4,000円を増額するものです。

1款2項1目公共下水道施設管理費の湯田地区分、10節需用費、修繕料については、湯田浄化センターの男女トイレの便座に不具合があり、2基分17万7,000円を増額するものです。14節工事請負費については、一般住宅の新築工事が予定されており、公共ますを新たに設置する必要があることから、58万1,000円を増額するものです。同じく沢内地区分、10節需用費、修繕料については、マンホール周辺の摩耗した舗装復旧のための修繕料として、2か所分77万円、湯田浄化センターと同様に沢内浄化センターの男女トイレにも不具合があり、2基分17万7,000円、合わせて94万7,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。7款1項1目繰越金178万9,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和3年度西和賀町下水道事業

特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第22、議案第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ9,681万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料51万円の増額は、昨年度降雪量が多かったことから、砂ゆっこの屋根の一部が破損し、これを修繕しようとするものです。

次に、歳入についての説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金51万円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第23、議案第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の支出において、会計年度任用職員の新規雇用やコロナワクチン接種に係る手当等の計上による給与費の増額と修繕費、賃借料など経費の増額により、病院事業費用を2,924万円増額しようとするものです。

収入については、新型コロナウイルスワクチン接種委託により、医業収益697万9,000円の増額と、一般会計からの補助金2,226万1,000円を増額し、病院事業収益を2,924万円増額しようと/orするものです。この結果、病院事業収益の合計を9億4,399万8,000円、病院事業費の合計を10億1,489万1,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたし

ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の詳細について、引き続き私から説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行っております。

第3条は、給与費補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。

第4条は、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の増額に伴い、額の改正を行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページをお開きください。収益的支出について説明いたします。1款1項1目の給与費の補正についてですが、当初予算編成時に見込んでおりました人員体制と実際に4月からスタートしている人員体制に差異が生じており、給料や諸手当の過不足を調整するものであります。まず、看護師の関係になりますが、令和3年3月末で1名が退職したことにより、給与及び手当等の減額を行っております。5節会計年度任用職員給1,878万8,000円の増額については、今年度県からの医師派遣の継続がなかったことから、新たに医師1名を採用したほか、医療技術職員2名の産休代替職員、看護師等不足する職種の職員及び今年度においては新型コロナウイルスワクチン接種業務の比重が大変大きいことから、事務職員1名の採用に係る給与費等の増額を行っております。また、新型コロナウイルスワクチン接種業務対応に伴いまして発生する各種職種の時間外勤務手当等の増額を行っております。

8ページをお開きください。3目経費の10節修繕費31万7,000円の増額は、健診システムの

判定項目表示変更に伴うプログラム修正のほか、定期点検によりまして指摘されております酸素マニホールド連結管逆止弁の交換、4月に購入いたしました院長車の車検に係る経費を計上するものです。11節保険料9万1,000円の増額は、電子カルテや画像診断データ等の情報メディアに生じた損害に係る情報メディア保険料と院長車に係る任意保険、自賠責保険料となります。12節賃借料97万5,000円の増額は、看護職員に係る白衣のリース料を計上するものです。18節雑費10万5,000円は、院長車に係る自動車重量税と病院及び医師に係る地域包括医療・ケア認定料を計上するものです。

5ページをお開きください。収益的収入については、1款1項3目2節の公衆衛生活動収益として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料697万9,000円の増額と、1款2項2目1節の一般会計からの補助金2,226万1,000円の増額をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにござ異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

続いて、日程第24、議案第9号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負契約の締結に関し議決を求ることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負契約の締結に関し議決を求ることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、湯田庁舎耐震改修等工事。
- 2、工事場所、西和賀町川尻地内。
- 3、契約金額、4億7,740万円。
- 4、請負者、岩手県北上市九年橋1丁目10番29号、千田工業株式会社・株式会社田中建設特定共同企業体、代表者、千田工業株式会社、代表取締役、千田和秋。

参考までに、工期は令和4年2月28日、指名業者はJV6社、入札は5月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

高橋和子君。

4番 湯田庁舎工事の内容というのはいろいろあると思いますが、耐震工事だけではなく、等ということはいろいろな工事が入ることでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 湯田庁舎耐震改修等工事の内容についてですが、工事内容については、耐震補強工事、外壁改修、防水工事、あと内部改修工事、電気工事、機械工事等の内容となっております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 内部というのはどういう。

議長 総務課長。

総務課長 内部改修工事については、内壁、あと
OAフロア化の工事が主なものになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 湯田庁舎耐震改修等工事の請負
契約の締結に関し議決を求ることについてを
採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第25、議案第10号 旧老人福祉
センター改修工事の請負契約の締結に関し議決
を求ることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号
旧老人福祉センター改修工事の請負契約の締結
に関し議決を求ることについて提案理由を申
し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格
5,000万円以上の工事請負契約であることから、
地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、旧老人福祉センター改修工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字太田地内。

3、契約金額、2億2,770万円。

4、請負者、岩手県北上市村崎野15地割312番
地8、株式会社小原建設・有限会社米沢工務所
特定共同企業体、代表者、株式会社小原建設、
代表取締役、小原志郎。

参考までに、工期は令和4年1月31日、指名
業者はJV6社、入札は5月25日に実施したも
のであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わり
ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く
ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わりま
す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 旧老人福祉センター改修工事の
請負契約の締結に関し議決を求ることについ
てを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

続いて、日程第26、議案第11号 ロータリ除
雪車の取得に関し議決を求ることについてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長　　ただいま上程になりました議案第11号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めるについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、ロータリ除雪車。
2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、3,352万8,000円。
4、契約の相手方、岩手県北上市相去町平林27番地45、日本キャタピラー合同会社北上営業所、所長、千田富孝。

参考までに、納期は令和4年3月25日、指名業者は町外4社、入札は5月25日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長　　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求ることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長　　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第27、発議第1号 西和賀町議会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案は、高橋到君、北村嗣雄君の両君から提出されておりますが、その写しについてはお手元に配付しております。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋到君。

5番　　それでは、発議案を説明させていただきます。

発議第1号、令和3年6月11日提出、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋到。賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄であります。

西和賀町議会議規則の一部を改正する規則。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由とその内容について説明いたします。提案理由。議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たって諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

次のページを御覧ください。内容としまして、第2条第1項において欠席事由の整備を、第2項において出産における欠席期間を定めております。第89条において、請願者における押印の義務づけを署名または記名押印に改めております。

次に、附則についてであります。公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

以上のとおり提案しますので、ご審議の上、議員各位のご賛同によりご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 提案者席にお座りください。提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第28、常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お手元に配付いたしました所管事務調査通知書のとおり、産業建設常任委員長から、委員会において会議規則第73条の規定により閉会中ににおいて調査したい旨、申出があります。調査事項は、町道大荒沢安久登沢線の状況調査であります。

お諮りいたします。産業建設常任委員会から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第13回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2時42分 閉会